

南海トラフ地震臨時情報(巨大地震注意) が発表された際の高知県の対応など

令和 6 年 9 月 9 日

南海トラフ地震による超広域災害への備えを強力に進める10県知事会議
代表世話人（高知県知事） 濱田 省司

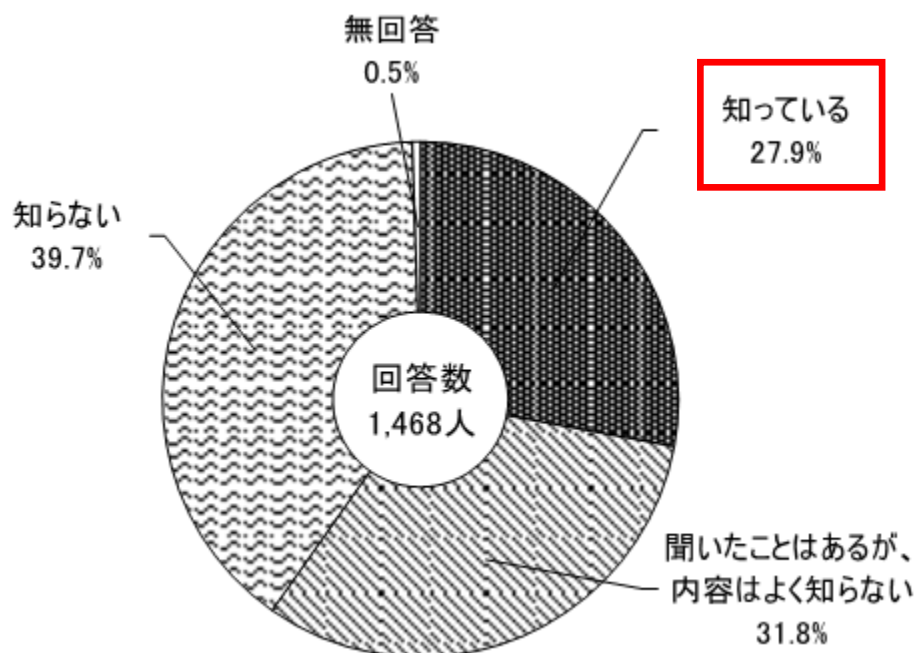
1. 南海トラフ地震臨時情報に関する備え

[高知県]

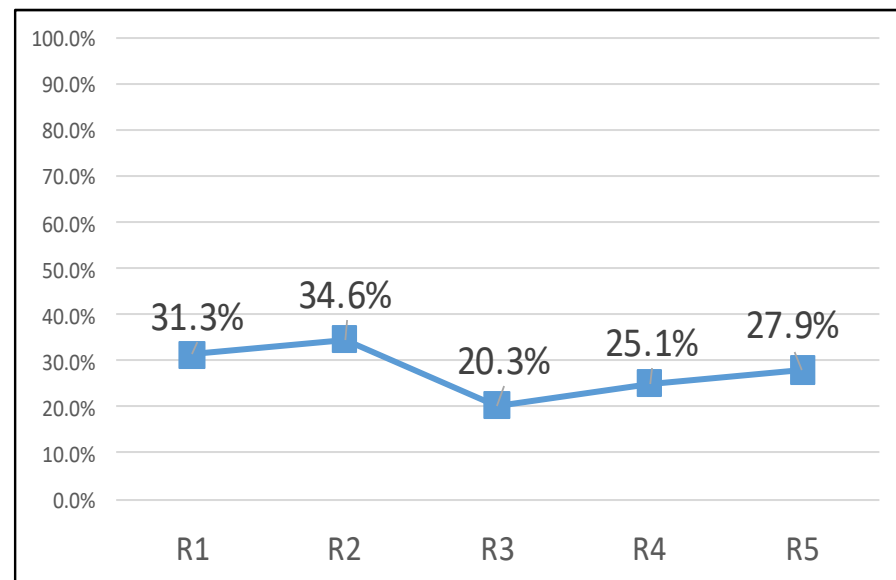
南海トラフ地震臨時情報の啓発

- 臨時情報について、令和元年の運用開始からチラシの配布や県情報誌、イベントなどで啓発を実施
- 県HPには、臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合の県内の事前避難対象地域を掲載して周知

令和5年度県民世論調査



高知県民の臨時情報の認知率の推移



南海トラフ地震臨時情報に関する県民の認知率を向上させるために、**更なる啓発が必要**

高知県の臨時情報発表時の対応については、地域防災計画や応急対策活動要領、災害対策本部規程などに定めており、これらに基づき全庁的な対応を実施。



1. 8/8の臨時情報（巨大地震注意）が発表された際の対応

当日20:00（臨時情報が発表された45分後）に**第1回高知県災害対策本部会議を開催**

○会議に出席した気象台から、地震の状況や臨時情報について情報提供

○各部局の対応や市町村の配備状況、現時点での被害状況、避難状況を共有

○知事から各部局への指示

- ・各部局で応急対策活動への準備を進め、万全の態勢を整えること
- ・県民や関係施設に適時適切な情報発信を行うこと。県民へ備えの再確認の注意喚起を行うこと
- ・国、市町村、関係機関との連携に万全を期すこと

○県民への知事メッセージの発表（県HP、県公式YouTube）

「発表から1週間から2週間程度は、通常の生活を送りながら、次の地震に向けた備えを再確認していただきたい。」

「地震の発生に注意しながら、冷静に落ち着いて通常の生活を送っていただきたい。」

2. 8/15（発表から1週間経過後）に県民への知事メッセージの発表

「大規模地震に備えて冷静に対応いただいたことに感謝。しかしながら、南海トラフ地震の発生は切迫した状況には変わらない。引き続き、住宅の耐震化や室内の安全対策などの事前の備えを整えていただきたい。」

3. 一連の対応を終えて

○自治体

- ・今回の「注意」の発表後、高齢者等避難が4市町村で発令。
- ・避難所の開設は20市町村で、うち12市町村で避難された方がおり、避難者数はピーク時で63人。

○県民

臨時情報の認知率は低かったものの、県からの呼びかけや報道などにより、県民は冷静に受け止め、対応していたと考える。

○イベント

臨時情報が発表された日の翌日に控えていた「よさこい祭り」は、観客の避難経路の確保などの対策を行い実施。一部では、沿岸地域でのイベントなどが中止。

○経済

旅館、ホテルでは、一部で宿泊客がキャンセルしたため、約1億7千万円の損失が発生。

○今後の対応

来るべき南海トラフ地震に対して「正しく恐れる」ことが重要であるため、県民に対し、分かりやすい啓発活動や情報発信に努める。

4. 一連の対応を終えた10県知事会議の構成県からの意見・要望など

[高知県]

1	静岡県	○臨時情報について、国民の理解浸透が必要。 ○臨時情報（巨大地震注意・警戒）が発表された際の、鉄道や金融機関、学校などの対応については、社会経済活動への影響が大きいことから、個々の事業者等の判断に任せるのではなく、統一的な対応を改めて検討すべき。
2	愛知県	○臨時情報（巨大地震注意）に伴う呼びかけ終了後においても、大規模地震が発生する可能性がなくなったわけではないので、今後も国民へ日ごろからの地震への備えについて周知することが必要。政府には、引き続き正確な情報の発信を望みたい。
3	三重県	○臨時情報を知らない層へのプッシュ型の情報提供の機会がこれまで少なかったことから、今後、国からもテレビ等を活用した積極的な啓発活動などが必要。 ○国の「南海トラフ地震の多様な発生形態に備えた防災対応検討ガイドライン（令和3年5月）」では、臨時情報（巨大地震注意）発表時は、日常生活を行いつつ、日頃からの地震の備えを再確認することとしているが、今回の情報発表に伴い、施設の臨時休業や公共交通機関運休など、少なからず社会生活への影響が生じた。国には、地方自治体の意見も聞きながら、初の臨時情報発表を受けて行った一連の対応や社会への影響等について検証をお願いしたい。
4	和歌山県	○臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合の対応について、国民への理解の浸透が必要。 ○臨時情報発表時の対応に関する判断の目安とするため、地方自治体の意見を踏まえた上で、統一的な考え方の整理が必要。
5	徳島県	○臨時情報の発表による住民の受け止め方について、検証が必要。 ○臨時情報とはどのようなものか、周知・啓発が必要。
6	香川県	○内閣府の「地震防災対策の現状調査に係る住民アンケート（南海トラフ地震編）」（令和5年11月公表）によると、臨時情報の認知度は、『臨時情報を知っている』と回答した人の割合が28.7%と依然として低い状況であるため、制度の仕組みといった基本的な事項から防災対応まで、丁寧かつ十分な周知を行う必要があると考えている。 ○臨時情報（巨大地震警戒）が発表された際には、県の沿岸部の市町で要配慮者を対象に事前避難を呼びかけることとなることから、住民が臨時情報の意味を正しく理解し、事前避難等の「自助」に取り組めるよう、広報・啓発が必要である。また、避難所を開設・運営する市町の財政負担が大きいと考えられるため、避難所開設時における市町の財政負担の軽減を図る必要がある。
7	愛媛県	○臨時情報（注意・警戒）の内容を踏まえた適切な行動をとれるよう、住民に臨時情報の趣旨や内容が広く周知されることが必要。 ○臨時情報の発表時に、住民の生活や事業活動に過大な影響が生じることがないように、適切な運用に向けた見直しが必要。
8	大分県	○統一的なルールや体制に関すること ・施設や学校、公共工事、イベント等の休館・中止の対応について、それぞれの判断となった。 ・県内市町村の対応および（夜間・休日等を含む）体制にばらつきが生じたため、検討が必要。 ○住民等への周知・情報発信に関すること ・住民に対し、どのような呼びかけを行うべきか難しく、観光業をはじめとした各産業への影響も考慮した情報発信を検討する必要がある。 ・臨時情報に関する市民への周知が不足していた。
9	宮崎県	○ホームページ等を通じた県民への呼びかけや相談窓口の設置等を行ったが、臨時情報に対する十分な理解がないまま呼びかけを受け、対応に戸惑った県民や事業者も多かった。平時からの周知が必要。 ○帰省や旅行を控えたことにより、宿泊施設や観光関連施設等で多数のキャンセルが発生し、経済的影響が生じた。

(9)南海トラフ地震臨時情報発表時の迅速な防災対応のための取組の推進

現 状

- 臨時情報が発表された場合に、市町村が避難所を開設・運営するための財政的な負担が大きい
- 住民への制度周知が不十分であり、事前避難の必要性が理解されていない
- ライフライン企業や交通事業者等、臨時情報が発表された場合の対応方針が定まっていない

臨時情報を活かし、国民の命を守るためには

①避難所の開設・運営に係る財政負担の軽減が必要

○臨時情報が発表された場合は、半割れケースだけでなく、一部割れケース、ゆっくりすべりの場合でも多くの住民が避難すること、また、事前避難対象地域の住民だけでなく、未耐震住宅の住民や、土砂災害警戒区域等の周辺住民など、**内陸部でも多くの住民が避難することが想定される。**

○市町村が躊躇なく避難所を開設・運営するためには、災害救助法の幅広い適用が必要

南海トラフの想定震源域周辺における過去のM7以上8未満の地震発生状況

発生日	震央名称（地震名称）	M
1931/11/2	日向灘	7.3
1941/11/19	日向灘	7.6
1948/4/18	昭和南海地震（余震）	7.4
1961/2/27	日向灘	7.5
1968/4/1	日向灘	7.7
2004/9/5	三重県南東沖	7.3
2004/9/5	三重県南東沖	7.5

参考：内閣府「南海トラフ地震の多様な発生形態に備えた防災対応検討ガイドライン【第1版】（平成31年3月）」

一部割れ15年に一度程度

②事前避難の必要性を理解してもらうため、住民に対して丁寧な周知が必要

○臨時情報を適切な住民避難につなげるため、「南海トラフ地震」の仕組み等、**基本的な事項から丁寧な周知を行い、制度の趣旨を国民に浸透させることが必要**

南海トラフ地震臨時情報の県民認知度（高知県）

知っている 27.9%
よく知らない等 72.1%

高知県実施「令和5年度高知県県民世論調査」結果

③複数県域にまたがるライフライン企業・交通事業者等には全国統一的な対応の指針が必要

- ライフライン企業、交通事業者等は、その大部分が複数県にまたがって事業を展開していることから、臨時情報への対応方針の策定を支援するためには、**全国統一的な指針が必要**

提 言

①臨時情報が発表された場合には、南海トラフ地震の発生形態に関わらず、また、事前避難対象地域であるかどうかに関わらず、**地震の発生可能性が高まった地域全体を災害救助法の適用対象とすること**

②臨時情報を適切な住民避難につなげるため、「南海トラフ地震」の**基本的な事項を国民に理解してもらうための丁寧な周知を行うこと**

③住民生活に密接にかかわり、かつ複数県域にまたがるライフライン企業、交通事業者等の対策の促進を図るため、**業種に応じた全国統一的な指針を策定すること**